



# 鳥取県公報

平成14年6月17日(月)  
号外第96号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

選管告示 当選の効力に関する審査申立てに対する裁決(52) ..... 1

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第52号

平成14年4月22日付けで鳥取県八頭郡若桜町大字浅井279番地2横井昭男から提起された同年2月17日執行の若桜町長選挙における当選の効力に関する審査申立てについて、同年6月14日付けで次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

平成14年6月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

裁 決 書

鳥取県八頭郡若桜町大字浅井279番地2  
審査申立人 横 井 昭 男

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から、平成14年4月22日付けで提起された同年2月17日執行の若桜町長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

審 査 申 立 て の 要 旨

申立人は、本件選挙における当選人宮本義雄(以下「本件当選人」という。)の当選の効力に関し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第104条において引用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第142条に規定する「これらに準ずべき者」に該当するにもかかわらず、公職選挙法第104条の規定による届出をしなかったことを主張し、本件当選人の当選の無効を求めて、平成14年3月4日付けで若桜町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に異議の申出をした。これに対し、町委員会は、同年4月4日付けで棄却の決定(以下「町委員会決

定」という。)をしたので、これを不服として、当委員会に対し、町委員会決定を取り消すとともに、本件選挙における本件当選人の当選を無効とする旨の判決を求め、本件審査申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

「本件当選人は、平成10年2月16日に有限会社宮本組(以下「宮本組」という。)の取締役を辞任し、併せて代表取締役を退任しており、本件選挙時には直接法の規定に抵触しない。」とする町委員会決定の理由については、本件当選人は、平成10年2月から平成14年2月まで若桜町長(以下「町長」という。)として、また宮本組の最有力社員として、宮本組への公共事業の請負契約を執行する者であり、かつ、地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」に該当しているため、法の規定に抵触する。

「本件当選人は、宮本組の定款によると出資金を有しており、有限会社法(昭和13年法律第74号)の規定によれば、宮本組の社員には該当するが、昭和31年10月22日付宮城県土木部長あて自治庁行政課長回答(以下「行政実例」という。)によれば、地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」に該当しない。」とする町委員会決定の理由については、行政実例は地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止に関する規定についての回答であり、本件当選人が地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」に該当するかどうかは、本件当選人の宮本組における実態に即して判断されるべきである。

「本件当選人による「宮本組とは一切の関係を有していない。いかなる名称の役職にも就いていないので会社から何の相談も受けていない」旨の証言及び宮本組代表取締役宮本道郎による「会社運営はすべて自分の決断で行っており、本件当選人に相談を持ちかけたり本件当選人から指示を受けたことなどない。本件当選人はただひとりの出資者にすぎない」旨の証言を考慮すれば、本件当選人が宮本組に対して執行力と責任を有しているとは解しがたい。宮本組と若桜町の請負関係が宮本組の主要部分を占めていたとしても本件当選人とは何の関係もない。このことから公職選挙法第104条の規定による届出は必要なかった。」とする町委員会決定の理由については、本件当選人は、宮本組の出資者であり設立者でもあり、現在の取締役宮本敬子及び代表取締役宮本道郎とは親子の関係にあり、いずれも同居の家族である。また、本件当選人は、宮本組の出資者としての権利及び義務があり、有限会社法により社員総会における議決権を有し、取締役の業務執行等の会社の運営を監督是正する権利も有している。本件当選人が平成10年2月に町長に当選した後、町長として、また、宮本組の有力な社員として若桜町が発注する公共事業の請負契約を4年間執行し続けたことから、「宮本組とは一切の関係を有していない。」とする本件当選人の証言は虚偽である。また、本件当選人が町長に就任して以来、宮本組が受注する若桜町の公共事業の請負契約の全部が、町長であり、かつ、宮本組の有力社員である本件当選人によるものであり、これは宮本組に対する執行力と責任を有することによることから、「会社運営はすべて自分の決断で行っている。」とする代表取締役宮本道郎の証言も虚偽である。よって宮本組と本件当選人とは何の関係もないとする町委員会決定は不当であり、公職選挙法第104条の規定による届出は必要である。

以上のことから、町委員会決定は不当であり、取り消されるべきものである。また、本件当選人は、本件選挙時に地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」に該当するにもかかわらず、公職選挙法第104条の規定による届出を行っていないため、当選を無効とすべきものである。

#### 町 委 員 会 の 弁 明 の 要 旨

申立人は、本件当選人は宮本組の出資者であり、設立者でもあり、現在の取締役及び代表取締役とは親子の関係にあり、同居の家族であること並びに本件当選人は宮本組の出資者として、社員総会における議決を通じて会社の運営を監督是正する権利を有することを理由に、公職選挙法第104条において引用する地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」に該当する旨主張している。

しかしながら、町委員会が本件当選人等に対し証人尋問を行ったところ、本件当選人は宮本組と縁を切り、その後一切関係を持っていない旨及び宮本組の代表取締役宮本道郎は、本件当選人が宮本組に関しいかなる役職にも就いておらず、会社の業務運営に関し本件当選人に相談を持ちかけたことも、本件当選人から指示を受けたこ

ともなく、業務運営のすべてを代表取締役宮本道郎の決断で行っている旨の証言を得ている。

さらに、行政実例によれば、有限責任社員については「これらに準ずべき者」に該当しない。申立人は、当該行政実例は地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止に関する規定であると主張するが、同法第142条の規定もこの規定と同趣旨であり、有限会社の社員は「これらに準ずべき者」に含まれないとする町委員会の判断は正当である。

これらの諸般の状況を勘案し、検討した結果、本件当選人は宮本組と関わりがないので、公職選挙法第104条の規定による届出は必要がないものと判断する。

よって、本件審査の申立てを棄却するとの判決を求める。

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立ての要件について審査した結果、適法なものと認められたのでこれを受理し、町委員会にこの審査申立てに対する弁明書の提出を求めるとともに、その他必要と認めた物件及び書類の提出を若桜町、町委員会及び宮本組に求める等必要事項の調査を行った。

なお、当委員会は、平成14年5月1日付けで申立人に対し、町委員会から提出された弁明書に対する反論書の提出を求めたが、反論書は提出されなかった。

当委員会はこれらを踏まえて、慎重かつ厳正に審理したので、次のとおり判断する。

申立人は、本件当選人は、宮本組の取締役を辞任し、代表取締役を退任しているとはいえ、代表取締役等の役員と親子の関係にあり、同居の家族であること、出資者かつ設立者として社員総会における議決権や取締役の業務執行等の会社の運営を監督是正する権利を有すること等の実態に即して判断すれば、宮本組の最有力社員として請負契約を執行する者であり、地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」に該当する旨を主張しているの、この点について判断する。

地方自治法第142条には「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定されており、この「これらに準ずべき者」とは、法人の無限責任社員、取締役又は監査役と同等程度の執行力と責任を有する者の意であると解される。

本件当選人の宮本組における地位についてみると、本件当選人は、平成14年2月17日に当選告知を受け、町委員会は同月18日にその当選を告示しているが、商業登記簿によれば、本件当選人は、それ以前の平成10年2月16日に宮本組の取締役を辞任し、代表取締役を退任しており、また、定款によれば、宮本組の出資総額2,000万円のうち1,250万円の持分を有する有限責任社員であることが認められる。

有限責任社員については、有限会社法第17条の規定により、その引き受けた出資額を限度として会社に対して出資義務を負うにとどまり、それ以上の法的責任を負うものではない。また、有限責任社員は、社員総会での議決権及び取締役の業務執行の監督是正権を有するものの、有限会社法第32条において準用する商法（明治32年法律第48号）第78条第1項の規定によると、会社の業務運営をすべて取締役に一任するものであるから、社員による日常的な業務運営への参画は想定されておらず、その持分のいかに問わず日常的な業務の執行権は有さないと解するのが相当である。

確かに本件当選人は、宮本組の役員と親子関係にあるものの、社員総会における議決権の行使その他の手段により日常的な業務運営において前述の「無限責任社員、取締役又は監査役と同等程度の執行力及び責任」を有する状況にあると認めるに足る特別の証拠はないことから、宮本組の有限責任社員の1人であるにすぎないものとして判断するのが相当である。

よって、本件当選人は、地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」に該当しないものと判断する。

なお、申立人は、町委員会の決定書において引用されている行政事例は、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止規定に関する回答であり、地方自治法第142条の「これらに準ずべき者」については妥当しない旨を主張しているが、この点については、地方自治法第92条の2には「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定されており、前掲の地方自治法第142条の規定と比較すると、両規定は、条文の文言が同一であることから明らかなように、普通地方公共団体の議会の議員又は長を当該普通地方公共団体と特別な関係のある私企業から隔離し、公正な職務の執行を期そうとする趣旨について同一であり、行政事例は、地方自治法第142条についても妥当するものと考えらる。

以上のとおり、本件当選人は、若桜町に対し、地方自治法第142条に規定する関係を有するものではないため、公職選挙法第104条の規定による届出は不要であり、本件選挙における当選を無効とすべき理由はない。

よって、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成14年6月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男  
委 員 須 山 修 次  
委 員 中 井 勲  
委 員 岩 坂 紀 子